

対象となる子どもたち

3～5歳児クラス (すべての子ども)



10月1日、 幼児教育・保育の 無償化が始まります。

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの
子どもたちの利用料が無償化されます。無償化の内容は子どもの年齢や利用している
施設などによって異なり、新たに手続きが必要となる場合や延長保育料や給食費など
無償化の対象外となる費用もあります。詳しくは「幼保無償化

事務センター」にお問い合わせください。



対象となる子どもたち

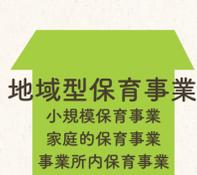
0～2歳児クラス (市民税非課税世帯の子ども)



「幼児教育・保育
無償化ガイドブック」
配布中!



対象となる施設と無償化の内容



3～5歳児クラス
(すべての子ども)
0～2歳児クラス
(市民税非課税世帯の子ども)

無償

入園の際に
「保育の必要性の認定」を受けるので、
改めての手続きは不要です。



3～5歳児クラス
(すべての子ども)

月額37,000円を上限額として
無償

0～2歳児クラス
(市民税非課税世帯の子ども)

月額42,000円を上限額として
無償

「保育の必要性の認定」を
受ける必要があります。



3～5歳児
クラス
(すべての子ども)

預かり保育を
利用しない場合

月額25,700円を上限額として
無償^{※1}

預かり保育を
利用する場合

月額37,000円を上限額として
無償^{※2※3}

預かり保育が無償化されるには
「保育の必要性の認定」の
手続きが必要です。

※1: 3歳の誕生日から対象となります。※2: 25,700円を含む。
※3: 市民税非課税世帯の満3歳児(対象となる期間は3歳の誕生日から最初の3月31日まで)については、月額42,000円を上限として無償化されます。

